

【特認事業】湯川村令和6年度大雪農業災害特別対策事業補助金交付要領

第1（趣旨）

村は、令和6年度大雪（令和7年2月4日から令和7年3月31日までの降雪をいう。）により被災した農業者等の農業経営継続のため、この要領に定める事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対し予算の範囲内で補助金の交付するものとする。

2 本事業の実施については、次に定めるもののほかこの要領の定めによるものとする。

- （1）福島県令和6年度大雪農業災害特別対策事業補助金交付要綱（以下「県交付要綱」という。）
- （2）福島県令和6年度大雪農業災害特別対策事業実施要領（以下「県交付要領」という。）

第2（事業の内容等）

補助事業者が別表に掲げる事業を行う場合に限り、当該事業に要する経費について補助金を交付するものとする。

2 補助金の額は、別表に掲げる補助率の範囲内で村長が定める額とする。

第3（補助金の事務手続き）

1）補助金の交付申請

補助事業者は、湯川村補助金等の交付等に関する規則（昭和52年湯川村規則第6号。以下「規則」という。）第4条第1項及び湯川村農業振興事業等補助金交付要綱（昭和52年湯川村告示第4号。以下「要綱」という。）第3条の規定による補助金交付申請書について、別記様式を添えて、村長へ提出するものとする。

2）申請対象及び時期

当該事業は、令和6年度大雪により被災した補助事業者が、この要領に定める事業の実施に係る経費について対象とする。

3）補助金の交付決定

村長は、1）の補助金の交付申請があった場合は、書類の審査のほか、必要に応じ現地確認等を行い、規則第5条の規定により補助金の交付金額を決定し、規則第6条の交付条件を付し、規則第7条の規定により速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

4）変更（中止、廃止）の承認の申請

補助事業者は、規則第6条第1項の規定に基づき、村長の承認を受けようとする場合は、要綱第5条第1項の規定による、変更（中止、廃止）承認申請書について、別記様式を添えて、村長に提出しなければならない。

5）補助金の概算払

村長は必要があると認めるときは、要綱第10条第1項の規定による、概算払

の方法により補助金の交付をすることができる。

6) 実績報告及び補助金交付請求

補助事業者は、事業が完了したときは、規則第 13 条及び要綱第 8 条の規定により、別記様式を添えて、速やかに村長にその実績を報告し、要綱第 9 条の規定による補助金の交付請求をするものとする。

第 4 (その他)

規則及び要綱並びにこの要領に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

別表

事業名	対象経費	補助率	軽微な変更	
			経費の変更	事業の内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
令和6年度大雪農業災害特別対策事業	農業者等が営農の継続を前提として行う以下1～3の取組を対象とする。 1 施設の復旧 (1) 栽培を目的として設置されている施設の修繕・復旧 ※「栽培を目的として設置されている施設」とは、「福島県園芸用施設及び園芸用施設に準拠した堆肥化施設の安全確保に関する指導指針」の適用となる園芸施設等のうち、栽培に用いられている施設及び果樹棚とする。 ※耐用年数超過のものを含む。 (2) 被災した被覆資材及び被災した施設の復旧と一体的に取り組む附帯設備の修繕・取得 ※耐用年数超過のものを含む。 (3) その他営農上不可欠であり、特に村長が認める施設の修繕・復旧 ※「営農上不可欠であり、特に村長が認める施設」とは、以下の全てを満たすものとする。 ①農業用倉庫・機械庫・作業場・畜舎など、専ら農業用として活用している施設であること ②設置に係る法令を満たしていること ③建築基準法を満たす必要のある建築物である場合は、半壊以上の被害を受けているもの ④建築基準法を満たす必要のある建築物である場合は、被災した原因が建築上の瑕疵ではないことを担保できるもの ※耐用年数超過のものを含む。 ※「半壊以上」とは、損壊部分がその施設の延べ床面積の20%以上のもの。	1 施設の復旧 1／3以内 ※ 規格・規模の変更は可とするが、原形復旧を超える部分の費用は自己負担とする。 ※(3)について、建築基準法を満たす必要のある建築物である場合は、償却資産評価額を補助対象経費の上限額とする。	1 事業費の20%を超える減額で、補助金の額に変更が生じるもの 2 事業費の増加	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更

